

議案第 30 号

調布市建築審査会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 29 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

建築基準法の一部改正に伴い、条例で委員の任期を定めるため、提案する
ものであります。

調布市建築審査会条例の一部を改正する条例

調布市建築審査会条例（平成6年調布市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条第1項中「第5条」を「第6条」に改め、同条を第9条とする。

第7条を第8条とし、第3条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

附 則

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に委員である者の任期については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第50号）第17条の規定による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）に定めるところによる。